

千葉労働局発表
平成20年10月31日

千葉労働局職業安定部 職業安定課長 戸村 稔 職業対策課長 加藤 重 電話 202-5121

厳しい雇用失業情勢に対応した緊急雇用対策について

現下の雇用失業情勢が厳しくなっており、最近の千葉労働局管内における有効求人倍率（季節調整値）は、平成19年6月の1.01倍をピークとして、低下傾向で推移し、平成20年9月の有効求人倍率は、0.76倍となりました。

このように有効求人倍率が低下している要因は、最近における原材料の高騰、金融危機等の影響を受け、企業の業績が悪化し、従業員等の募集を手控えるなどによるもので、新規求人数が平成20年3月以来連続して7ヶ月の間、対前年同月比で10%以上の減少が続いております。

このような状況を踏まえ、千葉労働局（局長 千葉秀木）では、雇用情勢の改善に向けて、県内ハローワークと一体となって、雇用機会の確保対策などの緊急雇用対策に取り組むこととします。

記

「緊急雇用対策の概要」

- 1 雇用機会の確保対策（求人の確保）
- 2 非正規雇用労働者の雇用安定対策
- 3 若年者雇用対策（フリーター等の常用化支援）
- 4 女性の就労対策（子育て女性への就労支援）
- 5 高齢者の雇用対策（高年齢者の雇用促進等）
- 6 障害者の雇用対策
- 7 雇用の安定対策（中小企業の雇用維持等の支援）

緊急雇用対策の詳細については、

[千葉労働局 緊急雇用対策](#)

をご覧ください。